

司法試験における試験用法文の取扱いについて

平成17年5月31日司法試験委員会決定

平成28年12月5日改正

1 登載法令

法文に登載する予定の法令については、あらかじめ法務省ホームページに掲載して公表する。

2 参照条文

登載法令には参照条文は付さない。

3 印刷・配布

法務省において、司法試験用法文を印刷し、論文式試験の際に配布する。